

国民健康保険 加入・脱退などの手続き

74歳以下の方で、会社を辞めて職場の健康保険を脱退した方、家族の健康保険の扶養から外れた方、生活保護が廃止された方は、国民健康保険に加入する手続きが必要になります。

国民健康保険の加入日は、届け出をした日ではなく、被保険者の資格を得た日までさかのぼって加入します。保険税も加入日の属する月から課せられます。

また、以下に該当する方は、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

- ・職場の健康保険（健康保険組合、共済組合、協会けんぽなど）に加入した方
- ・家族の健康保険の扶養に入った方
- ・転出する方
- ・生活保護を受けている方

国民健康保険をやめる手続きをしなかった場合、保険税が継続して課せられてしまいます。

届け出については、異動日の14日以内に、手続きに必要な書類を持参のうえ、役場住民課または子ども家庭支援センター（古里出張所）までお越しください。

	届け出の必要なとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入したとき	他の市町村からの転出証明書・身分証明書・個人番号のわかるもの・印鑑
	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険をやめた日がわかる証明書・身分証明書・個人番号のわかるもの
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた日がわかる証明書・身分証明書・個人番号のわかるもの
	子どもが生まれたとき	身分証明書（届け出をされる方）・母子手帳・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・身分証明書・個人番号のわかるもの
国保を脱退するとき	他の市町村に転出するとき	国民健康保険被保険者証・身分証明書・個人番号のわかるもの・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国民健康保険被保険者証と職場の健康保険証の両方（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの）・身分証明書・個人番号のわかるもの
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者の方が死亡したとき	国民健康保険被保険者証・印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険被保険者証・保護開始決定通知書・身分証明書・個人番号のわかるもの
その他	町のなかで住所が変わったとき（転居）	国民健康保険被保険者証・身分証明書・個人番号のわかるもの・印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯がわかれたり、いっしょになったとき	

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2182